

平成16年10月8日  
農林水産省生産局  
消費・安全局

## 第18回農業生産資材問題検討会の概要及び中間報告書について

下記のとおり、第18回農業生産資材問題検討会が開催され、同検討会の中間報告書がとりまとめられましたので、お知らせします。

### 記

- 1 日時 平成16年9月10日（金） 15：00～17：00
  - 2 場所 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1  
農林水産省本館4階第2特別会議室
  - 3 出席者  
委員：別紙1のとおり  
事務局：染大臣官房審議官、小栗農産振興課長、細田農産安全管理課長、  
横田技術対策室長ほか
  - 4 配付資料（公開資料）：別紙2のとおり
- 注：配付資料（公開資料）につきましては、農水省HPに掲載しており、  
また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要：別紙3のとおり
  - 6 中間報告書：別紙4のとおり

#### 【 問い合わせ先 】

生産局農産振興課 技術対策室長 横田（内線3544）  
課長補佐（機械化指導班） 嶋崎（内線3556）  
TEL：03 - 3591 - 4958（直通）  
消費・安全局農産安全管理課  
課長補佐（肥料検査指導班）藤井（内線3112）  
課長補佐（農薬指導班） 田雑（内線3145）  
TEL：03 - 3591 - 6585（直通）  
〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1  
TEL：03 - 3502 - 8111（代表）

## 農業生産資材問題検討会 委員名簿

(平成16年9月現在)

氏 名	所 属 等
1 芦澤 利彰	(財) 農業技術協会 前会長
2 ○ 瓜生 瑛	日本トータリゼータ(株) 前取締役会長
3 大泉 一貫	県立宮城大学事業構想学部長
4 北本 孝也	全国農業協同組合連合会 常務理事
5 斉藤 総幸	栃木県農務部経営技術課 専門技術員
6 塩谷 哲夫	東京農工大学 名誉教授
7 清水 幸三	農業者(全国農業機械士協議会 理事)
8 管原 敏夫	(社) 日本植物防疫協会 理事長
9 ◎ 関谷 俊作	(財) 農政調査会 会長
10 祖田 修	福井県立大学学長
11 田上 稔	全国農業機械商業協同組合連合会 副会長
12 多田 正世	農薬工業会 会長
13 常見 和正	日本肥料アンモニア協会 会長
14 中野 弘之	(社) 日本農業機械工業会 会長
15 羽隅 弘治	全国農薬協同組合 副理事長
16 佛田 利弘	農業者((株) ぶった農産 代表取締役社長)
17 三上 一正	農業者(全国農協青年組織協議会 会長)
18 森田 弘	全国肥料商連合会 会長
19 吉田 圭作	農業者

(50音順敬称略、◎は座長、○は座長代理)

第18回農業生産資材問題検討会 配付資料

第18回農業生産資材問題検討会 議事次第

資料 1 前回の検討会において委員から提出された意見の概要

資料 2 - 1 行動計画の取組状況と評価（肥料関係）

2 - 2 行動計画の取組状況と評価（農薬関係）

2 - 3 行動計画の取組状況と評価（農業機械関係）

2 - 4 行動計画の取組状況と評価（共通・その他資材関係）

資料 3 平成16年農業生産資材問題検討会中間報告書（素案）

## 第18回農業生産資材問題検討会 議事概要

## 1 行動計画の取組状況と評価について

- ・ 資料2について、前回の検討会において提出された意見等を踏まえた修正がなされていることが確認され、そのまま了承された。

## 2 農業生産資材問題検討会中間報告書（素案）について

## (1) 報告書全体について

- ・ 報告書について、文章の趣旨を明確化する等の観点から一部修正することが必要であるものの基本的な方向としては問題がないことが確認された。なお、報告書の修正については座長に一任された。

## (2) 報告書の具体的記述について

## 【1 農業生産資材費低減のための取組に関する基本的考え方】

## &lt;(1) 農業生産資材費の現状&gt;

- ・ 今後も団体等において資材費を下げるための取組を進めてもらうことに期待するが、農産物価格の低下には非常に厳しいものがある。
- ・ 資材価格の変動要因としては内的要因と外的要因の両方があるが、最近の資材価格の動向を踏まえ、外的要因についてより具体的に記述すべき。

## &lt;(2) 農業生産資材費低減のための取組の経過&gt;

- ・ (意見なし)

## &lt;(3) 行動計画の取組状況の評価と今後の課題&gt;

- ・ これまで各団体とも努力してきており、取組成果に触れることとしてはどうか。
- ・ ②に関し、関連企業等における経営の合理化についての「円滑に進められるようにすべき」との表現は、国において、新たに経営合理化を進めるための施策を講じるようにも見えるので、誤解を生じないように留意すべき。
- ・ ③に関し、農業者においてコスト意識を持っていない方が多い。このような観点からの今後の農業者の努力を後押しする取組は重要。
- ・ ③に関し、「農業者の意識改革」との表現は、既にやっている農家もいることに留意すべき。
- ・ 食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理を踏まえ、担い手への施策の集中化・重点化、構造改革の推進などについて触れるべき。

## &lt;(4) 行動計画の改定の必要性&gt;

- ・ 「国際規律の強化」との表現については、意味するところがより明確となるよう言葉を補うべき。

- ・ 「消費者等に対して食料を合理的な価格で安定供給」との表現については、農産物の流通段階の取組についても触れる必要が生じることや合理的な価格とは何かという疑問をもつ可能性があること等を踏まえ、修正すべき。
- ・ 今後の農業の方向としては、経営を発展させるとの視点から、資材費を下げてコスト低減を図るという方向だけでなく、付加価値を高めるという方向もあることに留意すべき。

## 【2 行動計画改定に当たっての基本方針】

- ・ ①②に関し、10年先を展望して数値目標を策定するためには、農薬の散布技術等新技術の進展を見通す必要があることに留意すべき。
- ・ ②に関し、肥料の製造団体は複数に分かれており、製造団体としてのまとまった数値目標の設定は難しい部分がある。
- ・ ②に関し、数値目標の設定については、企業のコンプライアンスの面で難しい部分がある。
- ・ ③に関し、関連企業等の経営の合理化については、関係団体の行動計画に盛り込むことが馴染まない部分があることに留意すべき。
- ・ ③に関し、関連企業等の経営の合理化については、今後、業界においてどのように熾烈な競争が行われていくのかということを示すものであり、共存・共栄のようなことがないことを示す重要なもの。今回のポイントの1つである。
- ・ ④に関し、「利用段階（都道府県、農協等）」との表現は、農協や市町村に行動計画の策定を求めているように見えるので、修正すべき。
- ・ ④に関し、「都道府県・農協等」との表現は、現場に行くと「等」の意味が理解されないおそれがあるので、より明確にすべき。
- ・ ④に関し、「農業者の意識改革」との表現は、既にやっている農家もいることに留意すべき。

## 【3 農業生産資材費低減のための取組の基本方向】

### <資材共通>

- ・ 当初は資材の流通価格を引下げることが取組の視点であり、農家を峻別せずに取組を進めるということでも良かったが、今後は、プロ農家に対し、大量流通・対象消費のメリットをさらに出していくとの視点をより強く出していくべき。
- ・ 大規模農家対策は、現実としては、取組量・量ともまだまだ不十分。
- ・ これまでの都道府県の行動計画は、総花的であり、ポイントを絞ったものとするよう国において指導すべき。
- ・ 国において、税制面等の措置や規制緩和などの対応を行っていただきたい。
- ・ 安全・安心の面からの取組は国の担うべき部分として重要。消費者に農薬の安全性等について正しく理解してもらえらるための取組を進めていただきたい。

### <肥料>

- ・ 単肥の組合せ等の農家の工夫による肥料費低減に向けた取組も重要。

### <農薬>

- ・ 「製品の整理・統合」については、抵抗性の問題やマイナー作物への対応を考えると難しい。

- ・ 「農薬コストを明示した防除暦の作成」については、散布による防除効果等についても明示することにより、農家が防除の実施を判断する際に活用できるものとするのが望ましい。

#### <農業機械>

- ・ 外国製トラクターの中に水田でのロータリー耕に合わないものがあること等を踏まえ、農業機械の導入に当たっては農家がよく考えることが必要。

#### 【その他】

- ・ 農産物の規格が厳しい中で、経営を成り立たせるためには、規格外のものをどうやって収入にむすびつけていくのかについて考えなければならない。

#### (3) 報告書の今後の取扱いについて

- ・ 事務局から、食料・農業・農村審議会企画部会において、今後、農業生産資材問題を含め様々な課題について検討が行われることについての報告がなされるとともに、本検討会の報告書について、同部会の検討方向と整合性が確保されていることが確認された上で、最終報告書とすることについて提案がなされ、案のとおり了承された。なお、この整合性の確認等については座長に一任された。